

第一回北京日中連携会議報告

——日中企業における特許・実用新案・意匠・商標に関する
管理，出願戦略，自社権利活用及び他社権利対策——

日中企業連携PJ*

抄録 日中企業連携PJの一環として、2006年11月8日北京市において、中国専利保護協会との共催で、第一回北京日中企業知財連携会議を開催した（参加者は40数名、日本側13名、中国側28名強）。テーマは日中企業における特許・実用新案・意匠・商標に関する管理，出願戦略，自社権利活用及び他社権利対策である。午前は二つのグループに分かれて特許・実用新案・意匠・商標に関する管理体制及び出願戦略についてのグループディスカッションを行い、午後は、特許・実用新案・意匠・商標に関する自社権利活用及び他社権利対策について、午前と同様に二つのグループに分かれてのグループディスカッションを行った。日中企業共に同じ知的財産権を扱う者として基本的には同様な考えの下、管理，出願戦略，自社権利活用及び他社権利対策に対する活動が行われているが、環境上の相違から詳細については若干の差がある点もみられ、互いに認識を深めることができた。

目次

1. はじめに
2. プログラムと参加者
 - 2.1 開催日時，会場
 - 2.2 参加者
3. 会議の概要
 - 3.1 挨拶
 - 3.2 グループディスカッション
 - 3.3 グループ発表・講評・閉会の辞
4. おわりに

1. はじめに

日中企業連携PJは、日本と中国の企業が知的財産制度や実務等について実務レベルで意見交換し、互いの情報を共有することにより、知財意識を高めることを目的に、活動を行っている。2004年度の活動として、2005年4月に、上海市において中国専利保護協会との共催及び上海市知識産権研究会の協力のもと、「第一回日中企業連携・知財フォーラム」を開催し、日中

企業約300名の参加があった。

2005年度は、さらに実務的に議論を深めることをねらいとして、日中企業の少数のメンバーによるディスカッション形式の連携会議を上海にて行った。テーマは営業秘密であった。

2006年度は、中国日本商会知識経済フォーラムIPG（北京IPG）に所属する日本企業の皆様の協力を得ながら、専利権及び商標権の分野において少数のメンバーによるディスカッション形式の連携会議を北京にて行うこととした。

PJの活動については日中企業連携PJメンバーを中心に活動すると共に、国際第3委員会が中国における特許及び実用新案権に関する調査・研究を行っていることから、当該委員会も支援を行った。また、中国専利保護協会との共催で、中国全土から知的財産権に関する活動を活発に行っている企業に参加を募り、北京市に

* 2006年度 Corporate Cooperation between Japan and China PJ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

において第一回北京日中企業知財連携会議を開催する運びとなった。

なお、2007年度も、中国専利保護協会との共催で、中国企業とグループディスカッション形式の連携会議を開催することを検討する予定である。

2. プログラムと参加者

2.1 開催日時、会場

日時：2006年11月8日（水）8時15分～18時

会場：天倫松鶴ホテル

主催：日本知的財産協会（JIPA）、中国専利保護協会（PPAC）

2.2 参加者

(1) 日本側

竹本一志（PJリーダー、日本知的財産協会常務理事、サントリー）、浜田郷子（日本知的財産協会）

Aグループ：谷川正芳（グループリーダー、日東電工）、早木敬二（東陶機器）、江端巖（クラレ）、加藤秀司（本田技研工業）、土田潤（第一三共）、濱宏行（ダイキン工業）

Bグループ：関章（PJサブリーダー兼グループリーダー、松下電器産業）、吉原利樹（東芝）、鎌倉容子（日立製作所）、宮川博之（花王）、野辺龍介（松下電工）、保坂政美（三菱電機）

(2) 中国側

胡佐超（中国専利保護協会秘書長）

Aグループ：云战友（伊利集団）、涂国基（洪都航空）、耿文军（正大天晴製薬）、韓庆雪（華北製薬集団有限公司）、郑永锋（天津天士力集団）

Bグループ：宋柳平（華為技術社）、邵通（南京易思克）、李俊（中興通迅）、王龙霞（格蘭仕）、王活涛（騰訊公司）、赵利红（大唐

微電子）

その他の参加者は、通訳、中国専利保護協会関係者などである。

3. 会議の概要

3.1 挨拶

(1) 胡佐超中国専利保護協会秘書長

第一回北京日中企業知財連携会議を開始するにあたり、中国専利保護協会を代表して、日本知的財産協会を心より歓迎する。中国専利保護協会と日本知的財産協会の関係は長いですが、1) 北京において企業間で知財関連の会議を行う点、及び2) フェイスツウフェイスの形式によるディスカッション形式で行うという2つの点において今回の会議は新しい取り組みである。

より長い時間とより多い機会を活用して議論を掘り下げ、幅広く討論できればと思う。中日両国は隣人であり、貿易、社会などさまざまな点で関係があり、このような交流が重要である。このようなチャンスを活用して、遠慮せず質疑を行い、会議を進めて欲しい。コミュニケーションの更なる進展を期待する。

(2) 竹本一志日本知的財産協会常務理事

日本知的財産協会を代表し、第一回北京日中（中日）企業知財連携会議を此処に開催することができたことを、大変嬉しく思う。

事業活動における競争環境が、グローバルな規模で激化する中で、企業が競争力を維持、強化していくためには、知的財産の保護の強化が益々重要となっており、様々なテーマが議論されている。

かかる状況の下、権利行使を議論することは、権利の取得に始まり、権利の活用、また、他社権利への対策も検討することになり、知的財産制度を網羅するものであり、意義深いものである。そこで、本日は、あえて広い論点を有する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

「権利行使の在り方」をテーマに各論点を議論いただくことにした。

参加者の積極的な参画により、本会議が成功することを祈念する。



3. 2 グループディスカッション

(1) 管理体制

日中企業の共通点としては、グループ会社を有する企業が多いことである。そして、グループ会社を親会社が管理するという管理体制、いわゆる集中管理をとっている企業が多いことである。なお、企業の規模が小さいところは柔軟な対応をとっていることも共通点の一つである。

日本企業が感じた日中企業との相違点としては、知的財産に関する職能と法務その他の職能を兼任する兼任者の数が、日本企業に比べて、中国企業の方が多点と、組織の上下関係が多い点である。すなわち、社長がいて、センターがあり、知財担当者がある。中国企業が感じた日中企業の相違点としては、日本企業は組織的で、専門の担当者を配置している点、担当者に技術出身が多い点である。

さらに、中国企業に比べて日本企業の方が、知的財産部門と技術部門の連携が重視されていると感じていた。特にAグループにおいては、日本企業では、特許の調査をはじめとして知財業務に技術者も関わって協同で推進しているの

に対し、中国企業は、研究開発業務と知財業務とは縦割りで独立して行われているとの印象を得た。

つぎに、日本企業においては知的財産の会社における位置づけが高いということである。知的財産部門は、必要に応じて、会社の意思決定まで参画する場合がある。中国企業ではそこまで至っていない。また、日本企業では、知的財産に関する管理のフォローがスムーズで整備されていることを相違点として感じていた。

(2) 出願戦略

日中企業の共通点としては、特許出願を重要視していることが挙げられる。

日中企業の相違点としては、技術開発の成果を特許として保護するのかノウハウとするのか、その取り扱いを重要視している中国企業が日本企業に比べて多いことである。

中国企業において、総特許権数に対する特許発明を実施している特許権数の割合（以下、自社実施率という）が高いことから、自社が実施しているか否かで選別して出願しているという印象をうけた。

中国企業が感じた日中企業の相違点としては、日本企業は特許出願する際に調査を重視している。さらに、営業秘密による保護よりも特許による保護に重きをおいている。

また、製造国、販売国のみならず、模倣品の出ている国に対しても出願を行っている。

さらに、知的財産のポートフォリオ、ファミリーパテントを有効に活用している。

最後に、知的財産について戦略的に出願を行っており、これが、会社の事業戦略のベースになっている。この点は日中企業間の違いが明らかになっていると感じていた。

また、中国側から、中国企業において特許出願はあくまで研究開発の結果として行っているが、日本企業では知的財産を財産権として把握

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

し、知的財産戦略を踏まえた企業の経営戦略が、会社全体に浸透していると印象を持ったとの意見があった。

Aグループにおいては、中国政府が技術力強化策の一環として研究開発のために企業に補助金を出しており、そのための企業選定としての企業評価を第三者機関にて出願件数等を基に行っている背景から、企業評価向上を出願の目的の一つとしているケースもあった。

Bグループにおいては、日中企業双方とも標準化技術について非常に強い関心を持っていた。ここで、会議を通じて、技術者の流出については、日中企業共通の問題であると認識できた。しかし、双方、完全な解決策がない現状であることも確認できた。更に、中国企業は、退職時の契約を確実に交わすようにしている。

日本企業は標準化技術に注力すると共に差別化技術にも注力している一方で、中国企業は標準化技術に重点をおいて特許出願を強化しているようである。なお、中国企業における標準化技術に関する特許出願は中国出願が殆どで外国出願は少ないようである。



(3) 自社の権利活用

日中企業の共通点としては、自社事業の保護を一つの目的としている点である。

日本企業が感じた日中企業の相違点として

は、中国企業は自社実施率が高く、他社へ自社の特許権をライセンスすることは少ない。従って、自社で権利を活用することが多いということである。なお、業種、事業分野により状況が異なるものと思われるが、Aグループにおいては、中国企業は自社権利を他社に対して行使すること自体殆ど経験がないような印象を受けた。

中国企業が感じた日中企業の相違点としては、日本企業は知的財産活用について、経営の保護に重点を置き、他社への対策を優先していることである。

さらに、日本企業では調査、他社特許のウォッチングが重視され、この活動が日頃行われていることに感心した。研究開発の前段階のみならず、いつも行われており、調査、他社特許のウォッチングアウトソーシングの利用もすすんでいると感じた。

また、知的財産権に関しては、会社の親会社に所属するケースが多く、子会社の使用はライセンス契約によっている点が特徴的と感じた。

また、意匠・商標については、知的財産が目目されている中で、ブランドが重要であるとの認識を日中企業間で共有できた。

(4) 他社権利対策

日中企業の共通点としては、他社権利を尊重することと、他社権利の調査を重視していることである。また、万一、係争発生の場合、まずとる措置は、交渉・和解であることである。

日本企業が感じた日中企業の相違点としては、中国企業は他社から権利譲渡を受け、技術を導入することが日本企業に比べて多いという印象であった。

中国企業が感じた日中企業の相違点としては、日本企業は一般的にサーチ、ウォッチングは重視しているが、その段階で、他社の抵触権利が発見されれば、開発回避もありうる。このスキームが企業の経営者の意思決定につながっ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ているということであり、権利侵害の恐れはすばやく発見できるという体制になっている点である。

他社権利対策における、他社の特許権評価の体制・仕組みについては、非常に活発な意見交換が行われた。特に中国企業から他社の特許評価の体制に関する質問が多数あり、中国企業が興味を持っていることがうかがわれた。なお、Aグループにおいては、中国企業の特許調査の主な目的は、他社権利の回避のためであると思われるが、技術情報を収集し、自社の研究開発に活用するという側面もあるようにも思われた。



(5) その他

来年度の北京日中企業知財連携会議を検討するにあたり、日中企業において若干の意見交換を行った。

まず、知的財産に係わる人材の育成については日中企業双方が問題と認識している。特に、中国企業はこの問題、すなわち日本企業がどのような教育体制で人材育成を行っているかについて非常に興味があるようであった。

また、ブランドの模倣問題についても今回、多く時間を取って議論できなかつたため、再度議論したいとの要望が中国企業からあった。

さらに、職務発明、他社の特許力の評価、退

職時の契約についても、さらなる意見交換を望む声があった。

3. 3 グループ発表・講評・閉会の辞

各グループリーダーからグループで行われた議論の結果が報告され、その後、竹本一志日本知的財産協会常務理事からの講評および胡佐超中国専利保護協会秘書長からの講評及び閉会の辞があった。

(1) 竹本一志日本知的財産協会常務理事の講評

それぞれのグループをみたところ、真摯に親密に議論されているので、今回は実り有る会議だったと思う。また、同じ論点をA Bに分かれて議論したが、異なった内容がでてきている。それぞれ、突っ込んだ議論ができたということと考える。

午前の管理体制及び出願戦略については、日中両国企業とも知的財産部門の責任の重さが増して来ているということだと思う。中国企業のグループリーダーから出願戦略の違いについて語っていただいた。今回の日本企業は日本を代表する企業であり、知的財産についての詳しい話ができたと思う。

つぎに、午後の自社権利活用、他社権利活用については、当初、このテーマは論点が絞られていると思っていた。中国の現場責任者の話は、人材の育成や技術流出など幅広い議論となった。そのため、多くの論点が議論され、有意義であった。

本日は、この活動の重要性を再認識することができた。議論の進め方で同じ言葉が異なる意味になって現れているということが起こる。これはこのような活動の継続で解決されると思う。本日、議論できなかつた点はアンケートに記入しレセプション会場へ持参してほしい。みなさんの意見を頂いて、PPACとの今後の活動

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

につなげていきたい。

(2) 胡佐超中国専利保護協会秘書長の講評及び閉会の辞

概略としてAグループがマクロ、Bグループが実務的な視点からの討論になったと思う。参加企業のみなさんが実務者なので、このような突っ込んだ議論をすることでさまざまな共通認識、さまざまな違い、解決すべき課題が認識されたことが今回の成果だと思う。今回の討論を拝聴して、知的財産権が企業にとって、ひとつの方法だけではなく政策決定に影響するものであることがわかった。政策決定の視点からの議論であればなかなかオープンにならない議論にもなるだろう。しかし方法の視点からみれば、議論しやすく意見交換しやすくなるのではないかと考える。おそらく日中企業双方ともこの会議を通してさまざまな得るものがあったのではないかと考える。日中企業双方にとって情報交換できるプラットフォームを提供できるようにしたい。今日の会議の成果について、参加者のみなさんだけの成果とせず、参加されていない企業にも伝えることができればよいと思う。

4. おわりに

今回は初めての北京における日中企業が連携して行う会議であり、前回の成功を収めた上海における第一回上海日中企業連携会議の形式に習い、終日、グループディスカッション形式により会議を進めた。テーマの内容は「日中企業における特許・実用新案・意匠・商標に関する管理、出願戦略、自社権利活用及び他社権利対策」と幅広く、また、出願戦略、自社権利活用及び他社権利対策という各社において重要な情報だけに、当初、活発な議論ができるか危惧さ

れていた。

しかし、会議が始まると、そのような心配も霧散し、逆に議論が活発に行われるため議論の時間をどのように確保するかを心配しなくてはならなかった。

グループディスカッションにおいては特許、実用新案、意匠、商標に関して幅広く自由な意見交換がなされた。現在の中国知的財産の問題点を抽出でき、日本企業にとって大きな成果となった。

今年度は、前回の上海での会合に続き、無事成功を収めることができ、今後の北京における連携方法の一つの形が構築されたといえるのではないだろうか。今回の会議は、日中双方胸襟を開いて議論することができた。そして、更に議論したいことも残った。今後もっと交流を深めて、共通認識がもたらよと感じる。今後の日本産業を考えると中国は大事なパートナーであり、さらに互いの理解を深めるために今後も本会議を日中企業の連携を深めるプラットフォームとして、継続させていきたいと思う。2007年度も新メンバーによる日中企業連携PJにおいて、素晴らしい活動が行われることを期待したい。



(原稿受領日 2007年4月17日)